

## 貸借対照表の公告が必要になります

～定款の変更が必要な場合があります～

- ✓ 毎年度、貸借対照表を公告する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となります（法第 28 条の 2 関係）。
- ✓ 公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人の HP 等）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置があります。
- ✓ 公告方法は定款で定める必要があります。

現在の定款の定めと異なる方法で公告する場合は、公告までに定款を変更する必要があります。定款を変更する場合は、社員総会で議決した後、定款変更届出を提出してください。

### ◆定款変更届出の必要書類

- 1 定款変更届出書 1 部
- 2 定款の変更を議決した社員総会の議事録のコピー 1 部
- 3 変更後の定款 2 部

提出書類のうち、一部の様式等は、下記ページよりダウンロードしてお使いいただけます。

[http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/npo\\_support/npo\\_manage.html](http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/npo_support/npo_manage.html)

### ◆変更後の定款の記載例

現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例は、以下のとおり、下線部を追加します。

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

### <公告別の記載例>

公告方法	記 載 例
官報	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
日刊新聞紙	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
電子公告	<b>①法人のホームページを選択する場合</b> ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

	<p><b>②内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合</b> ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。</p> <p><b>③事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合</b> ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</p>
<p><b>主たる事務所の公衆の見やすい場所</b></p>	<p>ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</p>

### 注意点

- 「定款を変更しない場合」は、貸借対照表の公告について、現行の定款に記載されている方法で行うことになります。現行定款で「この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」とされている場合、貸借対照表の公告についても毎事業年度終了後、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法と官報に掲載する方法を両方行う必要があります。
- 「官報」及び「日刊新聞紙」の場合は、1度掲載することで公告となりますが、「電子公告」の場合は貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、「主たる事務所の公衆の見やすい場所」の場合は公告開始後1年を経過する日までの間、継続して公告する必要があります。
- 「電子公告」とは、インターネット上のウェブサイト公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO 法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該 NPO 法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。
- 「公衆の見やすい場所」とは、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態であり、利害関係者のみならず広く市民が当該 NPO 法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示するなど建物の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断してください。
- 貸借対照表の公告において、「内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載するとともに、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」といったように、定款に複数の手段を重ねて定めることは可能ですが、「内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載又は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」といったよう**複数の手段を選択的に定めることは相応しくありません。**
- 「解散に係る公告や清算中の破産開始に係る公告」は、この規定によらず**官報**で行う必要があります。（NPO法第31条の10第4項、第31条の12第4項）